

平成 23 年度版

**知って得する
生活環境関連
補助金ガイド**

西蒲区役所

区民生活課生活環境係

TEL 0256-72-8312

生活環境関連補助制度をご存知ですか？

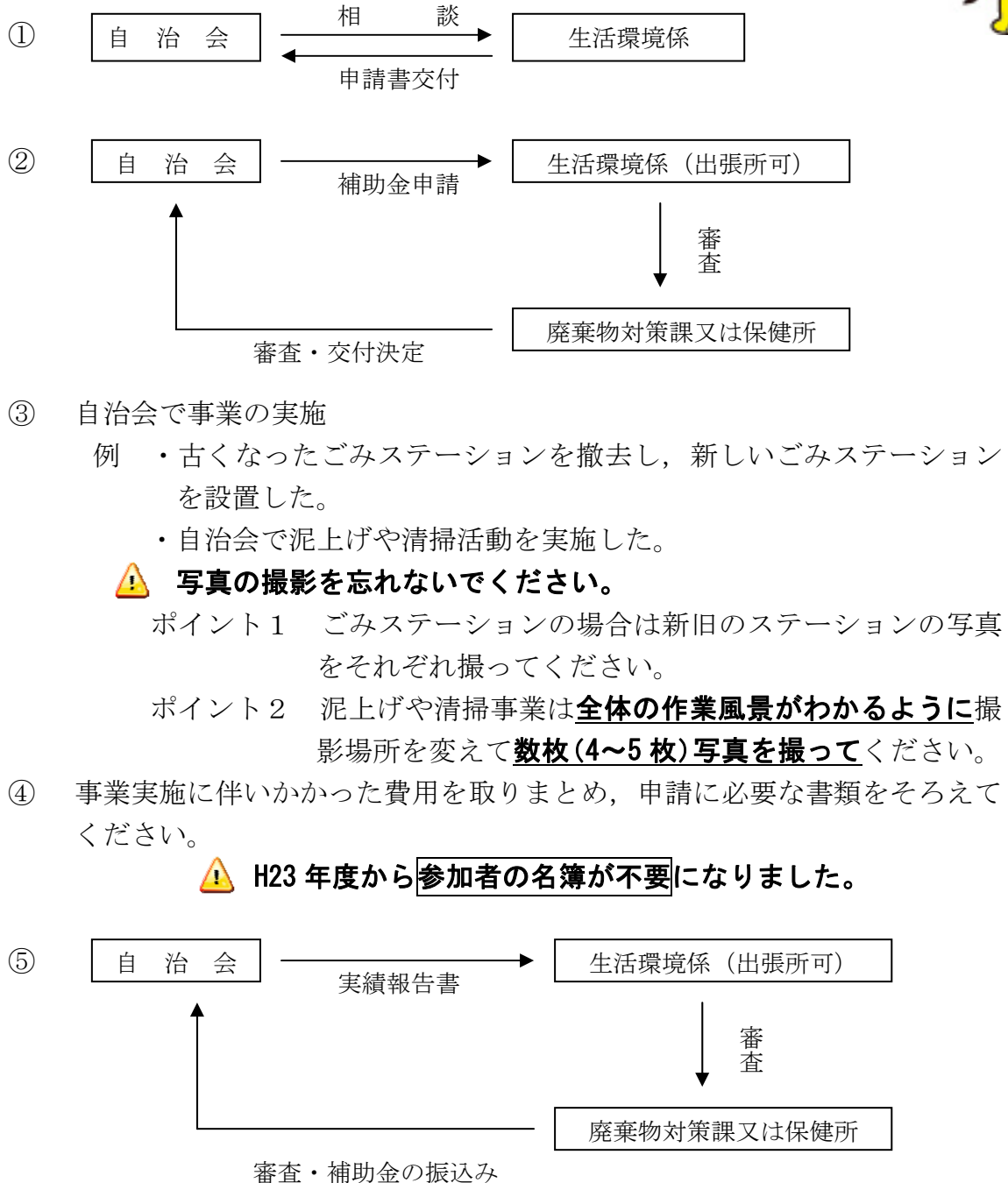
新潟市では、資源循環型社会や地域づくりに向けた
取組みや事業を実践している自治会・町内会に
各種補助制度をご用意しております。

- | | | |
|-------------------|------|----------|
| 1. ごみステーション設置等補助 | 黄色 | 1～6ページ |
| 2. 地域清掃活動費等補助金 | 緑色 | 7～13ページ |
| (1) 環境美化活動費への助成 | | |
| (2) 不法投棄処理費への助成 | | |
| 3. 衛生害虫駆除用薬剤購入費補助 | 藤色 | 14～16ページ |
| 4. 衛生害虫駆除用機具購入費補助 | 水色 | 17～19ページ |
| 5. 集団資源回収活動奨励金 | 桃色 | 20～24ページ |
| 6. ごみ出し支援事業支援金 | ねずみ色 | 25～26ページ |

まずは西蒲区役所
区民生活課生活環境係に
ご相談ください。



補助金申請の流れ



==== 事業を実施する前に必ずご相談ください。 ====


事業終了後の補助申請(遡及申請)はできませんので、
ご注意ください。

ごみステーション設置等補助

ごみステーションを管理する自治会・町内会に対して、ステーションの購入・修繕費、看板設置費用の一部を補助します。

また、カラスによる被害が深刻なステーションには、カラス対策のための特殊ネットを譲与します。

○ ステーション設置補助

- (1) 対象経費 ステーションの購入・修繕費、看板設置費
- ※ ステーションの入替えの場合の撤去費用も対象となります。
 - ※ 設置費も含めて業者委託する場合の経費は対象となります。
-  **移設や設置の手間を自治会・町内会で行い、その手間賃（人夫賃）を町内で支払う場合は補助金の対象にはなりません。ご注意ください。**
- (2) 補助率 3 / 4
- (3) 限度額 15万円 / 1ステーション
- ※ 同時に複数のステーションの購入も可能です。ご相談ください。

必要書類	<ul style="list-style-type: none">① 申請書類一式② ステーション設置位置図（住宅地図のコピーなど）③ 既製品の場合はカタログ・パンフレット，独自で製作する集積場の場合は設計図等④ 見積書（自治会・町内会宛のもの） <p>注：ホームセンターから設置に必要な部品等を買われる場合も見積書が必要です。購入前に見積書の発行が可能かどうかご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none">⑤ 領収書（コピー可）⑥ ステーション設置『前・後』の写真（1枚ずつ）⑦ 通帳のコピー（自治会・町内会の指定口座の確認資料として添付してください。）
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

 **ごみステーションの設置は必ず事前にご相談ください。**

- カラスネット譲与 カラス被害の深刻なステーションに対してカプサイシン成分入りの特殊ネットを譲与します。
- サイズ 大 4 m × 3 m 小 3 m × 2 m
- 申請が必要です。（随時受付しています。）

地域清掃活動費等補助金

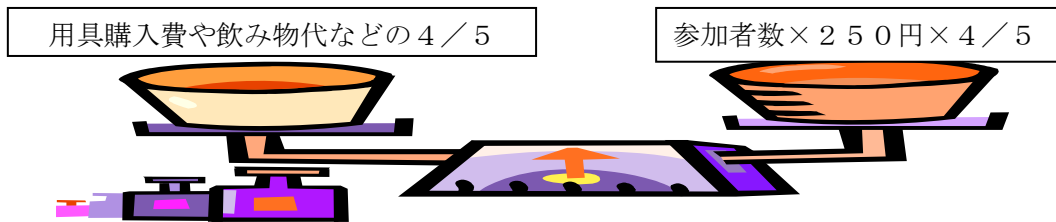
地域環境の保全や環境美化の推進を図ることを目的とし、自治会等が行う一斉清掃等の環境美化活動においての用具等の購入費用の一部や特定廃家電等の不法投棄処理費を補助します。

側溝清掃やクリーン作戦等の事業実施前に**事前協議が必要**ですので、事業の概要・概算金額等が決まりましたら、**まず、区民生活課生活環境係へご連絡ください。**(電話でも結構です。)

○ 環境美化活動費への助成

- (1) 対象事業 地域一斉側溝清掃・クリーン作戦等清掃活動や子ども会や老人クラブ等の草取りや空き缶拾い等の清掃活動
- (2) 対象経費 軍手・土のう袋等用具購入費や飲み物代等
- (3) 補助率 4 / 5
- (4) 補助対象限度額 @ 250円×参加者数

いずれか少ない方の額が補助金額となります



道路側溝清掃は建設課が担当となりますので、日程・回収日等のお問い合わせは直接建設課（維持係）へお電話ください。

○ 不法投棄処理費への助成

- (1) 対象経費 広域的な地域の一斉清掃等で生じた特定廃家電や廃タイヤなどの不法投棄ごみ運搬・処理費
- (2) 補助率 10 / 10

必要書類	① 申請書類一式
	② 見積書（自治会・町内会宛のもの）
	③ 領収書（コピー可）
	④ 作業風景の写真（ 撮影場所を変えて作業の様子が見えるように数枚【4～5枚】 撮影してください。）
	⑤ 通帳のコピー（自治会・町内会の指定口座の確認資料として添付してください。）


※H23年度から**参加者名簿は不要**になりましたが、**参加人数は記入**していただきますので、**人数の把握**はしておいてください。

衛生害虫駆除用薬剤購入費補助

蚊やハエなどの衛生害虫のいない住みよいきれいなまちづくりのため、衛生害虫駆除用薬剤を購入された自治会・町内会に対して補助金を交付します。

○ 補助金交付の対象となる薬剤

防疫用殺虫剤及び不快害虫駆除用殺虫剤に限ります。

 農薬・園芸用及びアメシロ駆除用薬剤・家庭用殺虫剤等は対象にはなりません。

薬剤の種類	成分名 (商品名とは異なります)
有機リン系殺虫剤	ジクロロボス・フェニトロチオン・フェンチオン トリクロロホン
ピレスロイド系殺虫剤	フタルスリン
昆虫成長制御剤	ジフルベンズロン・ピリプロキシフェン
有機塩素系殺虫剤	オルトジクロロベンゼン

補助率

薬剤種	補助対象単位	補助基準額	含有有効成分	補助金の額
乳 剤	1 kg もしくは 1 ℓ あたり	720円	ジクロロボス	自治・町内会での購入額（消費税含む）の2分の1の額（100円未満切捨て）となります。 ただし、購入した薬剤の1 kg 又は1 ℓあたりの単価が補助基準額よりも高い場合は、補助基準額に購入量を乗じて得た金額の2分の1となります。
			フェニトロチオン	
			フェンチオン	
			フタルスリン	
			オルトジクロロベンゼン	
粉 剤	1 kg あたり	380円	フェニトロチオン	
			フェンチオン	
			トリクロロホン	
油 剤	1 ℓ あたり	420円	ジクロロボス	
			フェニトロチオン	
			フェンチオン	
			フタルスリン	
粒 剤	1 kg あたり	2,400円	フェンチオン	
発泡剤・粒剤 (成長制御剤)	1 kg あたり	20,000円	ジフルベンズロン	
			ピリプロキシフェン	

必要書類

- ① 申請書類一式
- ② 見積書（自治会・町内会宛のもの コピー可）
- ③ 領収書（コピー可）
- ④ 通帳のコピー

 申請期限は、毎年4月1日～翌年1月31日（最終締め切り）までです。

衛生害虫駆除用機具購入費補助

自治会・町内会が購入する衛生害虫駆除用機具の経費を補助します。

補助金交付の対象となる機具

対象機具の名称	補助対象基準額	補助交付限度額
肩掛噴霧機	9,000円	4,500円
手回散粉機	9,000円	4,500円
動力散粉機	85,000円	42,500円
電動噴霧機	50,000円	25,000円
動力草刈機	50,000円	25,000円
動力噴霧機	400,000円	200,000円

注：補助金の交付額は、機具購入経費（消費税含む）とそれぞれの補助対象基準額を比べて、少ない方の額の2分の1の金額です。（100円未満の端数は切り捨て）

- 必要書類
- ① 機具購入計画書
※ 計画書を提出されますと、保健所から連絡があります。
 - ② 申請書一式
※ 保健所から保健所の受付印のある申請書が自治会長・町内会長あてに送付されます。
 - ③ 見積書（コピー可）
 - ④ 領収書（コピー可）
 - ⑤ 通帳のコピー

集団資源回収活動奨励金

自治会・町内会・PTA子ども会などの地域団体が、家庭から出される資源物を回収し、リサイクル業者へ引き渡す活動に対して奨励金を交付します。

- (1) 助成対象 古紙（新聞・チラシ・雑誌・段ボール・牛乳パック）
古繊維
- ※ 新潟市が拠点回収をしている古布・古着と同じ出し方ではありません。リサイクル業者が指定する古布になりますので、回収品目に含める場合は、リサイクル業者とご相談ください。
 - ※ アルミ缶・スチール缶・びんは新潟市の奨励金の対象にはなりません。
- (2) 奨励金額 回収量 1 kg あたり 6 円（1 円未満切り捨て）
- (3) 活動の流れ
- ① 団体登録 団体側で回収日・品目・場所・業者を決めて、申請書を新潟市へ提出する。（随時受付しています。）
 - ② 登録通知 廃棄物対策課から団体あてに団体番号を通知します。
 - ③ 回収実施 家庭から出されるものを集め、業者に渡す。
 - ④ 実績報告 業者が発行する実績報告書を、団体・業者がそれぞれ市に提出する。
※ 3ヶ月分ずつ取りまとめて奨励金を振り込みます。
 - ⑤ 振込通知 奨励金（団体）・協力金（業者）の振込日・金額を通知します。
 - ⑥ 振込 登録口座へ振込
4～6月分 7月下旬振込
7～9月分 10月下旬振込
10～12月分 1月下旬振込
1～3月分 4月下旬振込
 - ⑦ その他 代表者が変更になった場合は速やかに届出をしてください。

(4) その他助成

① 用具譲与

ビニールシート（3畳・12畳）・看板を譲与します。

※ 随時受付します。

② 用具貸与

リヤカー・台車・一輪車・空き缶圧縮機を貸与します。



年1回 5月のみの申請となります。

③ 倉庫補助

資源物保管用倉庫の購入・新築・増改築・改修を対象とします。



年1回 5月のみの申請となります。



面積や金額に条件がありますので、事前にご相談ください。



申請前に購入したり増改築等をされたものは対象になりませんので、ご注意ください。

ごみ出し支援事業支援金

高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯（利用者）に対して、有償ボランティア等（協力員）によるごみ出し支援を行う団体に対し支援金を交付します。

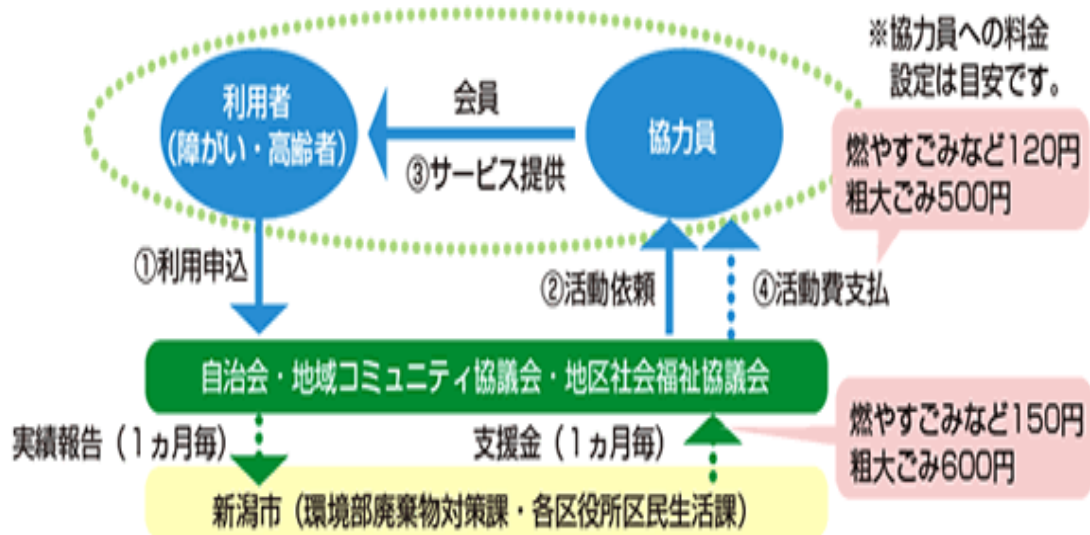
(1) 有償ボランティア（協力員）に申請できる団体

- ① 自治会・町内会
- ② 地域コミュニティ協議会
- ③ 地区社会福祉協議会
- ④ その他、老人クラブ・PTAなどの非営利団体

(2) 支援金の内容

- ① 燃やすごみなどを利用者の玄関先からごみ集積場へ排出した場合
1世帯（利用者）1日につき **150円**
- ② 粗大ごみを利用者の家屋等から玄関先へ排出した場合
1世帯（利用者）1日につき **600円**

⚠ 新潟市が団体へ支払う支援金額です。



※ 申請は随時受付いたします。

